

## 研究活動の不正行為の防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、国・地方公共団体又はこれらに準ずる機関、大正大学(以下「本学」という。)及びその他の企業・団体等(以下「配分機関」)の競争的資金又はこれに類する研究費等を得て行う研究活動の不正行為の防止等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (研究者の努力義務)

第2条 研究活動とは、先人達の研究の業績を踏まえたうえで、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能な形で研究者コミュニティに公開し、その内容について吟味・批判を受付けることによって、研究者間相互によるチェックシステムに参入することである。研究者は、研究者倫理に背馳し、研究活動の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げることのないよう、常に努力を行う義務を負う。

### (不正行為等の定義)

第3条 この規程で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、研究活動又は研究成果の発表の過程における次のいずれかに該当する行為をいう。なお、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであっても、不正行為には当たらないものとする。

- (1) 研究費等の不正使用 本学の規程及び関係法令に違反した不適正な研究費等の受給(預け金・カラ出張・流用・虚偽申請等)、管理及び執行
- (2) 捏造 存在しないデータ及び研究成果等を作成する行為
- (3) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動で得た結果等を真正でないものに加工する行為
- (4) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果・論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承認又は適切な表示を行わずに流用する行為
- (5) その他 研究成果の二重投稿、不適切なオーサiership等の研究活動に係る不正行為又は研究者の倫理に反する行為

### (対象となる研究者)

第4条 対象となる研究者は、第1条の研究費等の配分を受けて研究活動を行っている本学の研究者及び本学の研究者を代表とする共同研究の研究分担者の他、研究に関わるすべての構成員とする

### (不正行為の抑止)

第5条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動の推進と研究者の倫理向上のため、研究活動に参画する全ての研究者を対象に、倫理規範等を修得させることを目的とした教育(以下「研究倫理教育」という。)を実施する。

2 学長は、本学に研究倫理教育責任者を置き、研究倫理教育プログラムを構築のうえ、定期的の実施しなければならない。

3 研究倫理教育は、研究生・大学院生・学部生であっても、研究者倫理に関する規範意識を徹底させるために実施しなければならない。

(研究データの保存・開示)

第6条 研究活動によって得られた研究データは、一定期間保存し、必要な場合は開示しなければならない。

(窓口)

第7条 不正行為に関する告発、申立て、相談等に対応するため受付窓口を総務部総務課に置き、学内外に周知する。この他に理事長が指定する弁護士(以下、「外部窓口」という。)を窓口とすることができる。

2 窓口は受け付けた告発等を、速やかに学長に報告しなければならない。

(告発)

第8条 告発は頭名(報道機関や学会等の研究者コミュニティの組織名を含む。)とし、不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていないなければならない。

2 前項にかかわらず匿名による告発があった場合は、その内容に応じ頭名の告発があった場合に準じた取扱いができるものとする。

3 不正行為の告発又は相談を受け、相当の理由があると学長が認めたときは、被告発者に警告を行うことができる。

(秘密保持)

第9条 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表までの間、関係者の秘密保持の徹底を図るものとする。

(告発者及び被告発者の保護)

第10条 告発者に対し、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 被告発者に対して、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査委員会)

第11条 学長は告発の報告を受けた後、直ちに予備調査及び本調査を実施するため、調査委員会を設置しなければならない。

2 本調査における調査委員会は、当該研究分野の研究者でかつ委員の半数以上が本学に属さない者で構成し、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。ただし、公的研究費不正に係る本調査の体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む者で構成し、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

3 本調査における調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ学長が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

4 被告発者が他機関所属者の場合は、当該所属機関との間で予備調査・本調査に関する協議を行うものとする。

5 被告発者が研究機関に所属していない場合、もしくは、本学による調査の実施が極めて困難である場合は、当該配分機関と協議のうえ、外部機関に調査の実施を依頼することができる。

(予備調査)

第 12 条 前条に基づく調査委員会は、直ちに告発内容の合理性、調査可能性などについて予備調査を実施し、告発等を受け付けた後 30 日以内に本調査実施の可否を決定しなければならない。本調査を行わないことを決定した場合はその旨を理由とともに、告発者及び当該事案に係る配分機関に対して通知するものとする。

(本調査)

第 13 条 本調査を実施することが決定した場合、告発者及び被告発者、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、被告発者の所属機関に対し本調査の決定を通知するとともに、調査の協力を求めなければならない。

2 本調査の実施に際しては、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に対し、本調査を行う旨及び調査方針、調査対象及び方法等について報告しなければならない。

3 本調査の決定後、30日以内に実際の本調査を開始しなければならない。

4 本調査は、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施するものとする。この際、被告発者の弁明の機会を担保する。また、告発等にかかる研究に関して、証拠となるような資料等を保全するものとする。

(認定)

第 14 条 調査委員会は、本調査の開始後 150 日以内に、調査内容をまとめ不正行為の有無について認定を行い、その結果を学長に報告するとともに、告発者及び被告発者に対して通知しなければならない。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも調査結果を通知するものとし、配分機関等及び文部科学省に対しては、当該事案に関する調査結果のほか、不正発生の要因・再発防止計画書等を含む最終報告書を提出しなければならない。又、期限までに当該調査が完了しない場合においても、中間報告書の提出を行うものとし、調査の過程であっても、不正が確認された場合には速やかに認定を行い報告するものとする。併せて、配分機関等の要求に応じ、調査中であっても進捗状況の報告並びに中間報告を行うとともに、正当な事由がある場合を除き当該調査に関する資料の提出や閲覧、現地調査に応じなければならない。

2 前項の報告内容は、当該認定に至った経緯、不正があった場合には不正行為に関与した者とその関与の度合、不正が行われた論文等及び当該研究活動における役割、及び不正使用された研究費の相当額とする。

3 告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 15 条 調査委員会の調査において、被告発者が研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第 16 条 調査委員会は、第 15 条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、デー

タチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することとし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。

2 被告発者が生データや実験・観察ノート、試料等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。ただし、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められた場合は、不正行為に当たらないものとする。

(不服申立て)

第17条 不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受けた日から14日以内に、学長に対し、文書を窓口提出することにより不服申立てができるものとする。ただし、その期間であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、被告発者又は告発者にその旨を通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

3 不服申立ての審査は、第11条に基づく調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、学長は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

4 調査委員会は、不服申立ての趣旨・理由等を勘案し、当該事案の再調査の要否(不服申立ての却下又は再調査の実施)を速やかに決定し、直ちに学長に報告しなければならない。

5 学長は、前項に基づく結果を被告発者又は告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(再調査)

第18条 前条に基づく不服申立てについて、再調査の実施を決定した場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査の協力を求めることができる。

2 前項に基づく被告発者からの協力が得られない場合には、調査委員会は再調査を行わず審査を打ち切ることができる。その場合は直ちに学長に報告し、学長は被告発者に対し当該決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、不正行為と認定された被告発者からの不服申立てにより再調査を開始した場合には、開始日から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かの決定をし、当該結果を直ちに学長に報告しなければならない。

4 学長は、再調査の結果報告に基づき、当該結果を被告発者、被告発者の所属機関及び告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

5 調査委員会は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てにより再調査を開始した場合には、開始日から30日以内に、再調査の結果を学長に報告するものとし、学長は、当該結果を告発者、告発者の所属機関及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第19条 本調査の実施が決まった後、調査結果の認定を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費等の支出を停止する。

2 第14条第1項による不正行為の認定がなされた場合は、当該被認定者に対し当該認定に係る競争的資金の使用中止を命じるとともに、大正大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)

第 55 条に基づき適切に措置するものとする。また、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

3 不正行為に該当しないと認定された場合は、第1項の措置を解除するとともに、名誉回復措置等を講ずるものとする。

(処分)

第 20 条 第 14 条第3項の認定を受けた告発者は、職員就業規則第 55 条により処分することがある。

2 前項の告発者が本学の研究者ではない場合は、当該告発者の所属機関に対して認定事実を通告し、必要に応じて法的手段を講ずる。

(調査結果の公表)

第 21 条 学長は調査委員会の認定に基づき、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた競争的資金名及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査結果について速やかに公表しなければならない。

(措置と訴訟との関係)

第 22 条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続する。

2 措置前に訴訟が提起された場合、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。

3 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、直ちに措置を撤回する。研究費の返還がなされていた場合は、配分機関等に対して、その金額を措置対象者に再交付するよう申請するものとする。また、研究費の打ち切りがなされていた場合は、配分機関等に対して打ち切りの対象となった研究の状況に応じて交付を再開する旨の申請を行う。

(管掌)

第 23 条 この規程の事務管掌は、総合政策部総合政策・広報課が行う。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、代議員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年1月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。